

蘇轍の後裔と蘇轍文集の編纂

原田, 愛
九州大学大学院人文科学研究院 : 専門研究員

<https://doi.org/10.15017/27312>

出版情報 : 中国文学論集. 41, pp. 43-58, 2012-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン :
権利関係 :

蘇轍の後裔と蘇轍文集の編纂

原 田 愛

北宋中期から末期を生きた文人蘇轍（字は子由、号は穎濱遺老）は、父の蘇洵・兄の蘇軾（字は子瞻、号は東坡居士）とともに唐宋八家の一人に数えられる文章家であり、その詩文集はほぼ完全な形で今に伝わっている。そのうち、蘇軾主編の『東坡先生和陶淵明詩』（以下『和陶詩集』と略）以外は、全て蘇轍の「自編」であり、『欒城後集』と『欒城三集』の編纂は、穎昌府（原名は許州、今の河南省許昌市）にて致仕した後のことであった。^①

編纂時期	年齢	文集名	所収の詩文の制作期間	場所
元祐六年（一〇九一）	53	『欒城集』五十卷	嘉祐四年（一〇五九）～元祐六年（一〇九一）	開封
元符三年（一一〇〇）頃	62	『和陶詩集』四卷（共編）	元祐七年（一〇九二）～建中靖国元年（一一〇一）	循州
崇寧五年（一一〇六）	68	『欒城後集』二十四卷	元祐六年（一〇九一）～崇寧五年（一一〇六）	穎昌府
政和元年（一一一一）	73	『欒城三集』十卷	崇寧五年（一一〇六）～政和二年（一一一一）	穎昌府

しかし、「古文家としては、蘇軾が太陽ならば蘇轍は月である」と評されるように、月たる蘇轍の文才は太陽たる蘇軾ほどには輝かず、蘇軾無しでは時代に埋没していた可能性すら否めない。「子瞻之文奇、予文但穩耳（子瞻の文は奇なるも、予の文は但だ穩なるのみ）」と自ら述べるように、蘇轍もそれを自覚していたようである。^②

では、このように注目度の高くない蘇轍の詩文がどのような経緯で今日まで伝承されたのか。その要因として、蘇轍とその子孫による継続的な文集編纂が挙げられる。また、このことは蘇軾文集の伝承にも関わる問題であるが、先行研究では、これについての総括的な論究が殆ど見られなかった。^④ 本稿では、蘇轍とその子孫による書籍編纂に

蘇轍の後裔と蘇轍文集の編纂

ついで明らかにすることで、宋代の文人と子孫の文学継承における一典型を考察しようと思う。

一・最晩年の蘇轍とその隠棲生活

崇寧元年（一一〇二）閏六月、蘇轍は前年の建中靖国元年（一一〇一）七月二十八日に病歿した蘇軾のために墓誌銘を撰述したが、その中で亡父蘇洵から続く「蘇学」の編纂について次のように言及した。

作『易傳』未究、疾革、命公述其志。公泣受命、卒以成書。然後千載之微言、煥然可知也。復作『論語說』、時發孔氏之秘。最後居海南、作『書傳』。推明上古之絕學、多先儒所未達。

〔先君〕『易伝』を作るも未だ究めずして、疾革り、公（蘇軾）に命じて其の志を述べしむ。公泣して命を受け、卒に以て書を成す。然る後に千載の微言、煥然として知るべきなり。復た『論語説』を作り、時に孔氏の秘を発す。最後は海南に居り、『書伝』を作る。上古の絶学を推明し、多くは先儒の未だ達せざる所なり。

蘇轍「亡兄子瞻端明墓誌銘」（『欒城後集』卷二十二）

このように、蘇軾は蘇洵の遺命を拝し、海南島に流謫された後も「蘇学」の完成に努めた。これは蘇轍も同様であり、彼の自伝においてその編纂活動が次のように総括されている。

凡居筠・雷・循七年、居許六年、杜門復理舊學。於是『詩』『春秋傳』『老子解』『古史』四書皆成。嘗撫卷而歎、自謂得聖賢之遺意。繕書而藏之、顧謂諸子「今世已矣。後有達者、必有取焉耳。」家本眉山、貧不能歸、遂築室於許。先君之葬在眉山之東、昔嘗約耐於其庚。雖遠不忍負也、以是累諸子矣。予居潁川六年、歲在丙戌、秋九月、閱篋中舊書、得平生所爲、惜其久而忘之也、乃作「潁濱遺老傳」、凡萬餘言。

凡そ筠・雷・循に居ること七年、許に居ること六年、門を杜ぢ復た旧学を理む。是に於いて『詩』『集伝』『春秋伝』『老子解』『古史』の四書皆成れり。嘗て卷を撫して歎き、自ら聖賢の遺意を得たりと謂ふ。書を繕ひて之を蔵し、顧みて諸子に謂ふに「今世已みなん。後に達する者有らば、必ず取ること有らんのみ」と。家は眉山を本とするも、貧しくて帰る能はず、遂に室を許に築く。先君の葬は眉山の東に在り、昔嘗て其の庚に耐せ

んと約す。遠くして負ふに忍びずと雖も、是を以て諸子に累す。予潁川に居ること六年、歳丙戌（崇寧五年（一一〇六））に在り、秋九月、篋中の旧書を閲し、平生の爲る所を得、其の久しくして之を忘るるを惜しみ、乃ち「穎濱遺老伝」を作る、凡そ万余言たり。

蘇轍「穎濱遺老傳下」（『欒城後集』卷十三）
即ち、元符三年（一一〇〇）の大赦によって北帰を果たした後、蘇轍は主に潁昌府において「蘇学」の撰述に専念し、崇寧五年（一一〇六）九月にはひとまずの完成を見た。蘇洵・蘇軾・蘇轍が心血を注いで完成させたこれらの書は、蘇氏一族にとって「家学」であり、家宝であったと言える。そこで、蘇轍は、息子たちにその継承を促し、後の「達する者」の出現を期したのであった。⁵⁾

これと同時に、彼は自らの別集たる『欒城後集』を編纂した。更に、死の前年にあたる政和元年（一一一一）にも『欒城三集』を編み、子孫に託したのである。蘇轍は、その序文である「欒城第三集引」において次のように述べた。⁶⁾

崇寧四年、余年六十有八、編近所爲文得二十四卷、曰之『欒城後集』。又五年、當政和元年、復收拾遺稿、以類相從、謂之『欒城三集』。方昔少年、沉酣文字之間、習氣所薰、老而不能已、既以自喜、亦以自笑。今益以老矣、餘日無幾、方其未死、將復有所爲。故隨類輒空其後、以俟異日附益之、云爾。穎濱遺老書。

崇寧四年（五年の誤り）、余年六十有八なり、近く爲る所の文を編みて二十四卷を得、之を『欒城後集』と曰ふ。又た五年、政和元年に当り、復た遺稿を收拾して、類を以て相ひ従ひ、之を『欒城三集』と謂ふ。方に昔少年のとき、文字の間に沉酣し、習氣の薰する所、老ひても已む能はず、既に以て自ら喜びとし、亦た以て自ら笑ふ。今益ます以て老い、余日幾くも無し、方に其れ未だ死せざるも、將に復た爲る所有らんとす。故に類に随ひて輒ち其の後を空しくするも、以て異日之を附益するを俟たんとして、爾か云ふ。穎濱遺老書す。

このように、崇寧五年（一一〇六）、六十八歳の蘇轍は『欒城後集』二十四卷を編纂した。そして、その五年後の政和元年（一一一一）にも、自ら死期を悟って、最後の別集である『欒城三集』十卷の編纂を執行したのである。当然ながら、『欒城三集』には翌政和二年（一一一二）十月三日の蘇轍逝去に至るまでの詩文も収録されており、これは、蘇轍の子孫が遺言に沿って増補したものと考えられる。つまり、最晩年に潁昌府に隠居した蘇轍は、そこで

蘇洵・蘇軾の遺命を遵守して蘇学を纏め、また、優秀な子姪が幾人かいるにも関わらず、自ら別集の編纂を行った。かかる蘇轍の行動の背景には、当時の政治情勢が大きく影響している。崇寧元年（一一〇二）、「元祐党籍碑」が建造されたことに象徴される所謂「元祐党禁」が起り、崇寧二年（一一〇三）四月には、蘇洵・蘇軾・蘇轍や蘇門四学士の黄庭堅・張耒・晁補之・秦觀などの著作の印板を尽く焚毀するように詔書が発せられた。故に、蘇轍は早々に別集を自編し、子孫にその傳承を依託することにしたのである。

以後もこうした元祐党人の著述を禁ずる詔勅は度々下されたが、特に蘇軾の詩文については、集中的に発禁とされ、時には所有すら禁じられた。蘇轍は、そうした苦境下において蘇軾の遺稿編纂に献身した蘇軾の末子蘇過を物心両面から支援し、政和元年（一一一一）には、その遺稿に対して次のような詩を寄せた。

少年喜爲文 兄弟俱有名 少年 文を爲るを喜び、兄弟 俱に名有り。

世人不妄言 知我不如兄 世人 妄言せず、我の兄に如かざるを知る。

篇章散人間 墮地皆瓊英 篇章 人間に散り、地に墮つるも 皆瓊英たり。

凜然自一家 豈與餘人爭 凜然たる自が一家、豈に余人と争はんや。

多難晚流落 歸來分死生 多難にして晩に流落し、帰來するも 死生を分かつ。

晨光迫殘月 回顧失長庚 晨光 殘月に迫り、回顧して長庚を失ふ。

展卷得遺草 流涕濕冠纓 卷を展きて遺草を得、流涕して冠纓を濕ほす。

斯文久衰弊 涇流自爲清 斯文 久しく衰弊するも、涇流 自ら清しと爲す。

科斗藏壁中 見者空嘆驚 科斗 壁中に藏し、見る者 空しく嘆驚す。

廢興自有時 詩書付西京 廢興 自ら時有り、詩書 西京に付す。

蘇轍「題東坡遺墨卷後」（『欒城三集』卷二）

即ち、蘇轍は、少年時代からの詩友であり、常に己に優る才華を見せた亡兄蘇軾の詩文が、時の政治情勢故に「衰弊」に至ったことを悲嘆した。彼は、大觀三年（一一〇九）作の「己丑除日二首」に「春秋似是平生事、屋壁深藏付後賢（春秋是くの似く平生の事にして、屋壁深く藏して後賢に付す）」と、自らの著した『春秋集伝』十二巻を

家蔵する旨を詠んだが、蘇軾の「遺墨」もまた、家中に秘蔵して伝承せんとしたのであった。更に、西京（洛陽、今の河南省洛陽市）に任官した次子蘇适に、その保存の一端を委せ、一所に収蔵する危険を回避した。このように、蘇轍は、「蘇学」や自らの別集の編纂のみならず、『東坡集』の保管・伝承にも尽力したのである。

二．長孫蘇籀の祖述

穎昌府隱棲後の蘇轍に付き従った子孫として、まず長子蘇遲の子で、次子蘇适の継嗣となった蘇籀（字は仲滋）が挙げられる（後掲家系図参照）。彼は祖父蘇轍が尚書右丞という要職に在った元祐六年（一〇九一）に出生したが、物心が付く時分には蘇轍は配流の身であった。そのため、蘇轍が北帰した元符三年（一一〇〇）冬、彼はやつと蘇轍との対面を果たしたのである。但し、「元祐党禁」の災禍を避けるために、崇寧二年（一一〇三）正月から約一年間、蘇轍は穎昌府から汝南（今の河南省駐馬店市）に移居していたため、蘇籀が本格的に蘇轍の薰陶を受けるのは、蘇轍が穎昌府に再帰した後のことであつた。蘇籀が後年編纂した『欒城遺言』には、最晩年の蘇轍の隱棲生活の様子が回想されている。

籀年十有四、侍先祖穎昌。首尾九年、未嘗暫去侍側。見公終日燕坐之餘、或看書籍而已。世俗藥餌玩好、公漠然忘懷。一日、因爲籀講『莊子』二三段、訖公曰「顔子簞瓢陋巷、我是謂矣。所聞可追記者、若干語。傳諸筆墨、以示子孫。」

籀年十有四にして、先祖の穎昌に侍す。首尾九年、未だ嘗て暫くも侍側を去らず。公を見れば終日燕坐するの余、或は書籍を看るのみ。世俗の藥餌・玩好は、公漠然として忘懷す。一日、因りて籀の為に『莊子』二三段を講じ、訖はりて公曰く「顔子簞瓢もて陋巷にあり、我是れ謂ふなり。聞く所追記すべき者は、若干の語なり。諸を筆墨に伝へて、以て子孫に示さん」と。

つまり、崇寧三年（一一〇四）正月から政和二年（一一一二）十月に蘇轍が歿するまでの九年間、蘇籀は常に蘇轍に近侍していたのである。前述したように、蘇轍は穎昌府において別集の編纂や経書の注釈などを行ったが、同

時に子孫に家学、即ち「蘇学」を教授していた。特に、長孫たる蘇籀には格別の期待を寄せ、「聞吾言、當記之勿忘。吾死無人、爲汝言此矣（吾が言を聞き、當に之を記して忘るること勿からしむべし。吾れ死して人無ければ、汝の爲に此に言はん）」と語り、蘇籀に自らの立言の伝承を遺囑した。そのため、蘇籀は、後年蘇轍の『古史』六十卷の校讐を行うなど、蘇轍の遺意を明らかにする決意を示したのである。¹⁰⁾

政和四年（一一一四）、蘇籀は除服した後、祖蔭によって陝州儀曹掾に任じられ、三年間務めた。その頃、蘇門の門人であり、蘇過等の詩友でもあった晁説之（字は以道）が陝州（今の河南省三门峡市）に立ち寄り、蘇籀に詩を寄せた。晁説之は、先ず「欒城孫子何來此、華國文章肯謾休（欒城の孫子 何ぞ此に来る、華國の文章 肯へて謾るに休せん）」と激励した上で、更に、該詩の其二において次のように結んだ。

河擁秋聲客恨新 誰能出語共輪囷 河 秋声を擁して客恨新たなり、誰か能く語を出して輪囷を共にせん。

信知五采生丹穴 不許文章屬外人 信に知る 五采の丹穴より生ずるを、文章をば外人に属するを許さず。

晁説之「過陝州贈蘇儀曹掾仲滋二首」其二（『嵩山文集』卷七）¹¹⁾

晁説之は、丹穴山に住む鳳凰の如き逸材として蘇籀を称えつつ、何があろうとも父祖伝来の「文章」を門外の人に託すことなく守り伝えるよう求めた。これは、発禁に処された蘇軾を始めとする元祐党人の詩文が所謂プレミアムを見込まれて裏取引されていた当時の状況に鑑みたものであろう。そして、ここから、蘇門において蘇籀が蘇轍の後継者と見なされていたことが判る。但し、後世の蘇籀の評価は毀誉相半ばする。蘇籀は、南遷の後に南宋の朝廷に出仕し、紹興三年（一一三三）に知大宗正司丞事に、紹興十三年（一一四三）に将作監丞に至ったが、その時分に、金との和議を支持する旨を重ねて秦檜に上書するなど、後に奸臣と評された秦檜に追従したからである。また、紹興十四年（一一四四）にも、高宗朝の雑史編纂統制の契機となる建議を行ったという。こうした蘇籀の姿勢は、同時期に和議に反対して秦檜と対立し、礼部尚書を解任された蘇籀の族兄蘇符（蘇軾の孫、字は仲虎、蘇籀より四歳年長）と比較され、偉大な父祖の名を汚したとして歴代の文人の批難の的となったのであった。

しかし、かかる政治的見解の相違がありながらも、蘇氏一族は父祖の名の下に結束していたらしい。¹²⁾ 蘇籀は、蘇軾の遺文についても次のように言及している。

伯祖父東坡先生琢紫金石爲硯、圭首箕製、眞雪堂中。形範卓豁、鴻筆鉅墨、寬然運而有餘、先生以遺先人。此硯與詩書並藏于家、子孫不忘。

伯祖父東坡先生は紫金石を琢して硯を爲り、圭首箕製にして、雪堂の中に置く。形範は卓豁にして、鴻筆鉅墨、寬然として運ぶこと余り有り、先生以て先人（蘇适）に遺す。此の硯と詩書とは並びに家藏し、子孫忘れず。

蘇籀「雪堂硯賦并引」引（『雙溪集』卷六）

このように、蘇籀の家には蘇軾が蘇适に譲渡した「雪堂硯」とともに、その「詩書」が伝わっていたという。これは前述の蘇轍が蘇适に委ねた「詩書」を指すのではないか。これらは「靖康の変」によつて散佚したのも多かつたらしいが、全てが無に帰したわけではなかつたと考えられる。また、蘇籀は、次のように詠んだ。

門庭桃柳人人護 焚屋新遭盜跖餘 門庭の桃柳 人人護るも、焚屋 新たに盜跖の余に遭ふ。

鄰社蕭條近尤劇 孫孫子子寶公書 鄰社 蕭條として 近尤 劇^ゆしきも、孫孫子子 公の書を宝とす。

蘇籀「東坡三絶句」其一（『雙溪集』卷一）

蘇籀たち子孫は、盜難などの被害を受けながらも、いつか日の目を見ることを信じ、蘇軾の書を家宝として代々受け継いだのであつた。それ故に蘇籀は鑑定依頼を受けることもあつたらしく、任氏所藏の父祖の詩文に跋文を附して「嗚呼、二祖道德之範、見於筆墨。傳示來世、不容擬議、觀其述二大夫樂賢之意、炳然著矣。辨書眞贋、僕粗能焉（嗚呼、二祖道德の範、筆墨に見る。伝えて來世に示し、擬議を容れず、其の二大夫の樂賢の意を述ぶるを觀れば、炳然として著る。弁書の眞贋、僕粗や能くす）」と述べた。このように、政治的言動はともかく、蘇氏一族の遺文繼承に関しては、蘇籀の姿勢は一貫していたと言える。

蘇籀は、伯父であり実父である蘇遲の縁により晩年は婺州（今の浙江省金華市）に隱棲し、そこで自らの別集『雙溪集』十五卷を編纂した。また、その長子である蘇詡に対して、次のように諭したという。

屬詞更聽三年後 爲善須無一念乖 詞を屬し更に聴くこと三年の後、善を爲さば須らく一念の乖無かるべし。

孔里高高若崧岱 論思積習見巖崖 孔里 高高として 崧岱の若し、論思 積習にして 巖崖を見ん。

蘇籀「示兒子詡」（『雙溪集』卷三）

蘇籀は蘇詡に対して、詩文創作における「論思」の習慣の重要性を説いた。そして、それによって蘇詡が高い境地へと進むことを望んだのである。「著書」と題する詩においても「駕説精心是家訓、修辭肆筆體人情（駕説精心は是れ家訓にして、修辭肆筆は人情を体す）」と詠んだ蘇籀の文学に熱心且つ慎重な姿勢は、晩年の蘇轍に通じるものである。そして、蘇籀から家訓を伝授されたこの蘇詡こそが蘇轍の『欒城集』の再刊を果たした人物であった。

三、曾孫蘇詡と玄孫蘇森の出版

蘇轍の曾孫である蘇詡の詳しい事跡は不明であるが、彼が自ら述べるように、淳熙六年（一一七九）の時点で権知筠州軍州事であったことは確かである。その七月十五日、蘇詡は、蘇轍を顕彰するために別集の出版を行った。蘇轍の歿後から約六十年もの歳月を経て、ようやく子孫による正式な刊行が叶ったのであった。そして、これには孝宗朝において元祐党人の名譽回復が公的に行われたことが大きく影響している。蘇轍について云えば、淳熙三年（一一七六）二月、礼部侍郎であった蜀の名士趙雄が、孝宗に蘇轍に対する賜諡を勧めたという。

臣伏見故門下侍郎蘇轍、……而寥寥數十年、易名之恩未加。在於盛明之朝、總覈之政、誠爲闕典。況自頃歲、陛下加惠蘇軾、賜諡「文忠」、德音流行、天下傳誦。轍之平生梗槩與軾略同、而宦達過之。臣愚欲望聖明依軾近例、特與蘇轍賜諡、以示褒勸。

臣伏して見るに故門下侍郎蘇轍、……寥寥たること数十年、易名の恩未だ加へず。盛明の朝に在りて、綏覈の政、誠に闕典と爲す。況んや頃歳より、陛下蘇軾に加惠して、「文忠」と賜諡し、德音流行し、天下伝誦す。轍の平生梗槩は軾と略ぼ同じにして、而も宦達は之に過ぐ。臣愚かなるも聖明軾の近例に依りて、特に蘇轍に与へて賜諡し、以て褒勸を示すを望まんと欲す。

趙雄はこれとほぼ同時期に蘇軾の曾孫たる蘇峴を推挙するなど、蜀を故郷とする蘇氏一族に好意的な人物であった。乾道六年（一一七〇）九月に蘇軾に諡号として「文忠」が贈られたことを受け、彼は、蘇轍にも追諡するよう孝宗に持ちかけた。そして、趙雄の他にも建議する者がおり、淳熙三年（一一七六）七月十三日、遂に蘇轍に「文

定」の諡号が贈られたのである。⁽¹⁶⁾

かかる時代の潮流を受けて、蘇詡は蘇轍別集の出版を決意し、権知筠州軍州事であった淳熙六年（一一七九）七月十五日にそれを果たしたのである。因みに筠州（今の江西省高安市）は、蘇轍にとつて生涯二度に亘つて左遷された因縁があり、逆に言うると、筠州の人々にとつて蘇詡は馴染み深い偉人の子孫であった。蘇轍別集の刊行に際して、蘇詡は次のように序した。⁽¹⁷⁾

太師文定『欒城公集』刊行于時者、如建安本頗多缺謬、其在麻沙者尤甚、蜀本舛亦不免。是以覽者病之。今以家藏舊本、『前』『後』並『第三集』合爲八十四卷、皆曾祖自編者。謹與同官及小兒輩校讎數過、鋟版於筠之公帑云。峇淳熙己亥中元日、曾孫朝奉大夫權知筠州軍州事詡謹書。

太師文定（蘇轍）の『欒城公集』は時に刊行せし者にして、建安本の如きは頗る缺謬多く、其れ麻沙に在る者は尤も甚しく、蜀本舛として亦た免れず。是を以て覽る者之を病む。今家藏の旧本を以て、『前』『集』『後』『集』並びに『第三集』合はせて八十四卷と為すは、皆曾祖自ら編む者なり。謹んで同官及び小兒の輩と校讎すること數過、版を筠の公帑云に於いて鋟む。峇は淳熙己亥（淳熙六年（一一七九））中元の日、曾孫朝奉大夫権知筠州軍州事詡 謹しんで書す。

このように、蘇詡は蘇轍の『欒城集』『欒城後集』『欒城三集』計八十四卷を刊刻した。その際、蘇詡は建安本（閩本、または麻沙本とも称される）⁽¹⁸⁾・蜀本などの杜撰な通行本の誤りを指摘しつつ、それらと家藏本を以て「同官及び小兒の輩」と校勘を行ったという。この文末に校勘官として「文林郎筠州軍事判官倪思・從政郎充筠州州學教授鄧光・奉議郎知筠州高安縣事閻丘泳」の三名が列記されており、そのうちの一人である鄧光の撰述した序文にも「右『欒城先生家集』、校閩蜀本篇木、間有増損、從郡齋紬繹其故（右『欒城先生家集』は、閩と蜀本との篇木を校するも、間に増損有り、郡齋に從りて其の故を紬繹す）」と述べられている。また、ここから、この蘇轍文集の再刊は、権知筠州軍州事である蘇詡を始め、軍事判官・州學教授及び知高安縣事といった筠州の官主導の下、筠州の公金によつて刊刻されたものであり、筠州における文化事業の一環でもあったことが判る。更に蘇詡の子である蘇森によると、この『欒城全集』八十四卷は蘇詡によつて孝宗に献上されたらしい。

先文定公『欒城集』、先君吏部、淳熙己亥、守筠陽日、以遺稿校定、命工刊之。未幾、被召到闕除郎、因對。孝宗皇帝玉音問曰、「子由之文、平淡而深造於理。『欒城集』天下無善本、朕欲刊之。」先君奏曰、「臣假守筠陽日、以家藏及閩・蜀本三考是正、鏤板公帑。字畫差太粗、亦可觀。容臣進呈。」對畢、得旨速進來。翌朝、上詣德壽宮、起居升輦之際、宣諭左右催進。後聞丞相魯國王公、丞相鄭國梁公云、「上置諸御案。上日閱五板。」

先の文定公（蘇轍）の『欒城集』は、先君吏部（蘇詡）、淳熙己亥（淳熙六年（一一七九））、筠陽に守せし日、遺稿を以て校定し、工に命じて之を刊せしむ。未だ幾ばくならずして、召されて闕に到り郎に除せられ、因りて對す。孝宗皇帝 玉音もて問ひて曰く、「子由の文は、平淡にして深く理に造る。『欒城集』は天下に善本無く、朕之を刊せんと欲す」と。先君奏じて曰く、「臣 筠陽に仮守たりし日、家藏及び閩〔本〕・蜀本を以て三たび考して是正し、公帑に鏤板す。字画 差や太粗なれども、亦た觀るべし。臣の進呈を容れられよ」と。對し畢りて、旨を得て速やかに進來す。翌朝、上 德壽宮に詣で、起居して升輦するの際、左右に宣諭して催して進ましむ。後に丞相魯國王公（王淮）より聞く、丞相鄭國梁公（梁克家）「上 諸を御案に置く。上日に閱する」と五板なり」と云ふを。

蘇森「宋開禧刻本蘇森序」

即ち、蘇詡は、蘇轍の全集八十四巻を全て再刊した上に、それを孝宗に当代一の「善本」として進呈するなどして、その正統性を認知させたのである。更に彼は、同年八月十五日にも以下の出版を行った。

先公監丞、欒城公長孫也。在穎濱、親炙教誨、十五餘年。建炎初、南渡侍伯祖侍郎居婺州、近三十載。哀其平昔所述古律論、撰爲十五卷、目曰『雙溪集』。并所記『欒城公遺言』一卷、因鏤板於筠之公帑。庶幾廣其傳焉。淳熙六年中秋日、男朝奉大夫權知筠州軍州事詡謹誌。

先公監丞（蘇籀）は、欒城公（蘇轍）の長孫なり。穎濱に在りしとき、親炙教誨すること、十五余年なり。建炎の初め、南渡して伯祖侍郎（蘇遲）に侍して婺州に居すこと、三十載に近し。其の平昔述ぶる所の古律論を哀め、撰して十五巻と爲し、目して『雙溪集』と曰ふ。記す所の『欒城公遺言』一卷を并せ、因りて筠の公帑に鏤板す。庶幾はくは其の伝ふるところ広まらん。淳熙六年中秋日、男朝奉大夫權知筠州軍州事詡 謹しんで誌す。

蘇詡「雙溪集後跋」（蘇籀『雙溪集』巻尾）

つまり、蘇詔は、蘇轍のみならず、蘇籀の別集『雙溪集』十五巻も出版し、更には蘇籀が記録した蘇轍の言行録『欒城遺言』一巻も刊行したのである。以前、拙稿において既述したが、これとほぼ同時期に蘇軾の曾孫蘇嶠が『東坡別集』四十六巻を出版し、蘇峴が蘇過等の詩文を収録した『許昌唱和集』の再刊を行うなど、当時はこのような父祖のための出版——特に元祐党人を父祖とする子孫の父祖文集の出版が盛行していた。そして、蘇嶠の『東坡別集』が完全版ではなく、また、同時代の洪邁から杜撰な校正を指摘されたことと比較すると、蘇轍の別集の完全版を再刊し、それを時の皇帝に献上した上に、また、その蘇轍を支えた蘇籀の別集なども全て世に出した蘇詔の編纂姿勢は、文人の子弟としてより望ましいものであったと言える。

蘇詔に倣って出版活動を行った息子の蘇森の存在を考え合わせると、その差は歴然としている。管見の及ぶところでは、蘇嶠・蘇峴等以後の蘇軾の子孫が、時の文人に蘇軾の遺墨を示したという記録は散見するものの、彼らが出版活動を行ったという記録は見えない。しかし、前に挙げた「宋開禧刻本蘇森序」によると、開禧三年（一二〇七）正月十五日、その前年から権知筠州軍州事に任じられていた蘇森は、父蘇詔と同様に蘇轍『欒城集』の再刊を行ったという。

到官之初、重念先君所刊家集、遭際乙夜之觀、實爲榮遇。其板以歲久、字畫皆漫滅、殆不可讀。今樽節浮費、迺一新之。昔文忠・文定二祖、筠實舊遊之地、邦人建祠祝之。又況先君嘗守是邦、遺愛在人。此集之再刊亦從邦人之請也。開禧丁卯上元日、四世孫朝奉郎權知筠州軍州事蘇森謹書。

官に到りし初め、重ねて先君の刊する所の家集、乙夜の觀に遭際して、實に為に榮遇さるるを念ふ。其の板歳久しきを以て、字画は皆漫滅し、殆ど読むべからず。今樽節して浮費し、迺ち之を一新す。昔文忠・文定の二祖の、筠は實に旧遊の地にして、邦人祠を建て之を祝ふ。又た況んや先君嘗て是の邦に守たりて、遺愛人に在り。此の集の再刊も亦た邦人の請ふに従ふなり。開禧丁卯（開禧三年（一二〇七）上元日、四世孫朝奉郎權知筠州軍州事蘇森謹んで書す。

蘇森の言によると、蘇詔の出版した『欒城集』が孝宗の「栄遇」をもたらしたものの、その版木が経年のうちに摩滅してしまい、新たに彫り直す必要に迫られたらしい。蘇森の再刊本の様態については、蘇詔の刊本を踏襲した

と考えて良からう。そして、「此の集の再刊も亦た邦人の請ふに従ふ」とあるように、父祖を敬愛する筠州の人々の要請があつたことを再刊の動機としており、彼らが当地を蘇軾・蘇轍兄弟の「旧遊の地」として誇り、その敬愛の念がなお深いこと、また、かつて権知筠州軍州事であつた蘇詡の遺徳が偲ばれていることなどを述べた。このように、蘇詡・蘇森父子は、蘇轍の文業を後世に伝承すべく、蘇轍ゆかりの地である筠州において、周囲の協力を得ながら厳密な編纂と着実な宣伝に努めたのであつた。

結語

嶺南流謫時代の蘇軾が、父蘇洵の友人史経臣とその弟の史沆について「博学能文」であつたにも関わらず、「皆早死且無子、有文數百篇、皆亡之（皆早死して且つ子無く、文の數百篇有るも、皆之に亡ふ）」に至つたと追懐したように、文人に継承すべき子弟がいない場合、その文業が伝わらないことが往々にしてあつた。まして北宋末期の如き混乱期においては、子孫がいる場合でも伝承が一層困難になつた。蘇門の門弟であり、後に師と同様に元祐党人として弾劾された王鞏（字は定国）の別集はそれに該当する。

蘇黃門子由薨於許下、王鞏定國作挽詞三首。……右三詩、予在高郵、於公之子處見其遺稿、因錄之、皆當時事。今公之後邈然、家集不復存、惜其亡也、因附於此。

蘇黃門子由許下に薨ぜしとき、王鞏定國挽詞三首を作る。……右三詩は、予高郵に在りしとき、公の子の処に於いて其の遺稿を見、因りて之を録す、皆當時の事なり。今公の後邈然として、家集復た存せず、其の亡を惜しみて、因りて此に附す。

張邦基は、王鞏が蘇轍の死に際して寄せた挽詩を王鞏の子から見せてもらい、それを記録した。後に、張邦基がわざわざ自著にそれを附記したのは、「今公（王鞏）の後邈然として、家集復た存せず」という当時の状況のためであつた。王鞏の詩集には、蘇軾が序文を寄せて「清平豊融、藹然有治世之音（清平豊融として、藹然として治世の音有り）」と評したこともあつたが、南宋に至つてその子孫の行方とともに散亡したのである。

そうした事態を危惧したが故に、最晩年の蘇轍は、潁昌府に隠棲した後、元祐党禁による迫害を受けながらも、父兄の遺命に沿って蘇学の完成や自らの別集編纂などに打ち込み、更に、蘇軾の遺児たちを経済的に支援して、彼らの蘇軾遺文の編纂作業を助けたのである。また、蘇轍は同時に子孫の教育にも力を注ぎ、特に長孫の蘇籀に、その立言の継承を託した。

そして、蘇籀やその子孫の蘇詡・蘇森は、そうした蘇轍の遺志に従い、別集全八十四巻を再刊した。その際、蘇詡は、時の皇帝である孝宗に献上してお墨付きを得るなど、父祖の文業が当世の評価を得て後世に伝承されるための最も着実な手法を採ったのである。この背景には、孝宗朝に元祐党人の名譽回復が果たされたことや、蘇詡・蘇森が出版活動の中心とした江西地方の出版事業の振興と文化學術に対する関心の高さがあると言える。そして、何より蘇軾の威光が蘇轍文集の伝承を促したことは、やはり疑い得ない。蘇轍の追諡が蘇軾のそれを受けて為されたことや、蘇轍と縁の深い筠州の人々さえ、兄弟旧遊の地として当地を誇り、その祠を祭ったことから、それは明らかである。南宋初期の政治情勢の変化は、蘇軾、延いては蘇軾に終生尽くした蘇轍への関心を大いに高めた。そして、かかる時勢に乗って、子孫は蘇轍の業績を顕彰したのである。^{②③}

注

- (1) 本稿に引く蘇轍の詩文は中華書局本『蘇轍集』全四冊、一九九〇年)を底本とし、適宜他の諸本も参照した。
- (2) 横山伊勢雄『中国の古典31唐宋八家文(下)』(学習研究社、一九八三年)、その二八六頁。
- (3) 蘇籀撰『欒城先生遺言』(『全宋筆記』第三編七、大象出版社、二〇〇八年)に蘇轍の言として記録されている。
- (4) 蘇轍の子孫に関する先行研究には、①曾棗莊『三蘇後代考略』(『三蘇研究 曾棗莊文存之一』巴蜀書社、一九九九年)、②舒大剛『三蘇後代研究』(巴蜀書社、一九九五年)、③馬斗成『宋代眉山蘇氏家族研究』(中国社会科学出版社、二〇〇五年)などがあり、本稿でも参照した。特に②所収の舒大剛『蘇籀與《雙溪集》』は、蘇籀の事跡について詳しく論じている。

- (5) 孫汝聰撰「蘇頌濱年表」(『蘇轍集』第四冊に収録)に「轍敕諸子、録所爲『詩』『春秋傳』『古史』、子瞻『易』『書傳』『論語說』、以待後之君子。復作『易說』三章及『論語拾遺』、以補子瞻之闕」とあるように、彼らは分担して蘇学を整え、子孫に伝えた。
- (6) 蘇轍「欒城第三集引」は、「欒城後集引」とともに現在は『蘇轍集』第四冊に附録として収録されている。
- (7) 蘇轍「欒城後集引」に因る。また、蘇轍六十八歳の年は崇寧五年(一一〇六)である。
- (8) 『宋史』徽宗本紀に「崇寧元年(一一〇二)九月)己亥、籍元祐及元符末宰相文彦博等、侍從蘇軾等、餘官秦觀等、内臣張士良等、武臣王獻可等凡百有二十人、御書刻石端禮門」とあり、また、「崇寧二年(一一〇三)九月)令天下監司長吏廳各立元祐姦黨碑」とある。また、『資治通鑑長編』卷九十五に「崇寧二年(一一〇三)夏四月)乙亥、詔蘇洵・蘇軾・蘇轍・黃庭堅・張耒・晁補之・秦觀・馬涓文集、范祖禹『唐鑑』・范鎮『東齋記事』・劉攽『詩話』・僧文瑩『湘山野錄』等、印板悉行焚毀」とある。元祐党禁における詔勅と蘇軾詩文の関係については、内山精也「東坡烏台詩案」流伝考——北宋末〜南宋初の士大夫における蘇軾文芸作品蒐集熱をめぐって——(『横浜市立大学論叢』第四十七号、横浜市立大学学術研究会、一九九六年)に詳しい。
- (9) 蘇轍「己丑除日二首」(『欒城三集』卷二)。蘇适は、政和元年(一一二一)秋、監西京河南倉として赴任した。
- (10) 蘇籀「欒城遺言」に、「論語』『老子』『孟子』『莊子』『春秋』『易經』などの注釈を行い、また、それらを教授した」という記録がある。蘇籀は「校讐古史二首」其一(四庫全書本『雙溪集』卷三)において「夢奠老人遺意得、摩天巨刃不留行」と詠んだ。
- (11) 晁説之「嵩山文集」(上海書店、四部叢刊續編、一九八五年)参照。蘇籀も「次韻答晁以道見贈二首」(『雙溪集』卷一)を返した。
- (12) 蘇籀「上秦丞相第一書」「見秦丞相第二書」(共に『雙溪集』卷八所収)などがある。また、紹興十四年(一一四四)の上書は蘇籀「初論經解劄子」(『雙溪集』卷九)のことである。この文字の獄については、章培恒・安平秋主編『中國の禁書』(水上正・松尾康憲訳、新潮社、一九九四年)を参照。
- (13) 蘇符は紹興二十六年(一一五六)に亡くなったが、その際、蘇籀は「莫亡兄尚書龍學文」(『雙溪集』卷十五)を賦

し、蘇符に対する変わらぬ敬愛と哀悼を示した。

- (14) 紹興元年(一一三二)十月作の蘇籀「跋摸連昌宮辭」に「伯祖東坡先生嘗爲『易傳』、以眞書發揚伏羲・西伯之旨。嶺海草書老筆精勁、自云『不愧二王』、遭亂後、家藏書帖散失」とある。蘇籀「跋任氏東坡詩及所書黃門記」とともに『雙溪集』卷十一所収。

- (15) 蘇籀「著書」は『雙溪集』卷二所収。該詩より、この蘇籀の訓戒は、蘇轍以来の「家訓」であったと判る。

- (16) 趙雄の上書と蘇轍への追諡の顛末については、孔凡礼「蘇轍年譜」(学苑出版社、二〇〇一年)の六七二頁〜六七五頁を参照。また、韓元吉「朝散郎秘閣修撰江南西路轉運副使蘇公墓誌銘」(『南澗甲乙稿』卷二十七)によると、趙雄は、淳熙四年(一一七七)前後に蘇峴を推薦し、吏部侍郎に抜擢したという。

- (17) 蘇轍は元豊三年(一一〇八〇)に烏台詩案に連座して監筠州塩酒稅に左遷され、紹聖元年(一一〇九四)にも筠州居住を命ぜられた。

- (18) 「宋淳熙刻本蘇詔序」、「宋淳熙刻本鄧光序」及び「宋開禧刻本蘇森序」は『蘇轍集』第四冊に附されている。

- (19) この建安本(麻沙本)は日本内閣文庫に『類編増広頼浜先生大全文集』百三十七卷として伝わるが、卷数・体裁は『欒城集』と異なる。

- (20) 拙稿「蘇軾の曾孫と南宋初期の出版」『橄欖』第十六号、宋代詩文研究会、二〇〇九年)。

- (21) 洪邁「擒鬼章祝文」(『容齋五筆』卷九)に「二集」(蘇轍刊『東坡別集』・司馬俊刊『司馬溫公集』)皆出本家子孫、而爲妄人所誤、季眞・季思不能察耳」とある。但し、これは蘇軾の直系に対する過剰な期待の表れとも言えよう。

- (22) 周必大「題蘇季眞家所藏東坡墨蹟」(『文忠集』卷十八)、陸游「跋中和院東坡帖」(『渭南文集』卷二十七)等。

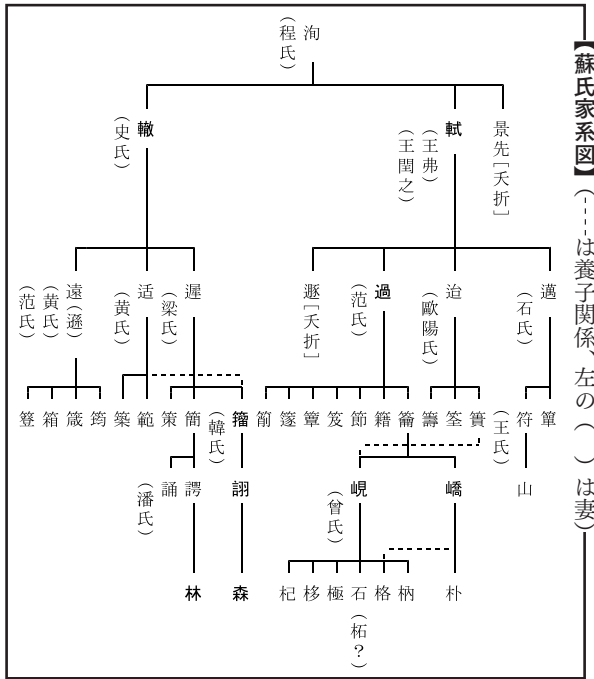
- (23) 蘇軾「思子臺賦引」(『蘇軾文集』卷二)より引用。更に、蘇軾は「思子臺賦」の創作を末子蘇過に命じた。

- (24) 張邦基「墨莊漫錄」(中華書局、二〇〇二年)参照。また、蘇軾「王定國詩集跋」(『蘇軾文集』卷十)より引用。

- (25) 但し、蘇轍の子孫には、父祖文集以外の編纂に関わった事例も見える。蘇森「題玉堂雜記」(周必大『玉堂雜記』卷頭)によると、紹熙二年(一一九二)五月、蘇森は所蔵の書を以て周必大『玉堂雜記』の再刊に協力した。また、鄭師尹「劍南詩稿序」(陸游『劍南詩稿』卷頭)に「太守山陰陸先生劍南之作傳天下、眉山蘇君林收拾尤富、適官屬邑、

欲録本爲此邦盛事、廼以纂次屬師尹。……『劍南詩稿』六百九十四首、『續稿』三百七十七首、蘇君於集外得一千四百五十三首、凡二千五百二十四首」とあるように、蘇轍の曾孫である蘇林は、知嚴州建德県事であった頃に、一千四百五十三首もの陸游の詩編を編纂し、『劍南詩稿』出版の一翼を担ったらしい。

* 本稿は、中国復旦大学の王水照先生・朱剛先生に多くのご助言を賜り、完成に至りました。この場を借りて、両先生に衷心より感謝申し上げます。



【蘇家子孫の編纂事跡表】

名前	文集編纂・出版等の事跡	場所
蘇過	『東坡後集』二十卷 増補編纂 『東坡志林』増補編纂	潁昌府
蘇峴	『東坡別集』四十六卷 出版	建寧府
蘇峴	『許昌唱和集』出版 『和陶歸園田居六首』石刻建造	建寧府
蘇籀	『樂城遺言』一卷 撰述 『古史』六十卷 校讐	泉州
蘇詡	『樂城遺言』一卷 出版 『雙溪集』十五卷 出版	泉州
蘇森	『樂城全集』八十四卷 再版 (周必大『玉堂雜紀』の編纂協力)	筠州
蘇林	陸游『劍南詩稿』の編纂協力)	嚴州